

災害等対応・休園判断基準について

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

休園判断基準について

災害発生時等の臨時休園について・・・

(R 2年度まで)

臨時休園とするかどうかについて、札幌市が判断。



(R 3年度から)

通信手段が遮断されたり、危険が目前に迫り、札幌市への確認を行う時間的余裕がないことから、**施設長の判断により**臨時休園等を行うことができる基準を定めた。



休園判断基準について

①施設所在地に避難情報等が発令されたとき

- ・ 市の警戒レベル3以上
- ・ 気象庁の特別警報

開園時間内→**閉園**（保護者へお迎えを依頼）

開園時間外→**休園**



避難情報等の解除後は・・・

施設長が災害の規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を把握したうえで、保育が可能な場合は速やかに開園し、保護者に情報提供をすること。

②市内で震度5弱以上の地震が発生したとき

開園時間内→**閉園**（保護者へお迎えを依頼）

開園時間外→**休園**

閉園・休園について、事前に保護者へ周知しておくこと。

※資料を参照。

災害等対応について

災害が発生した際は・・・

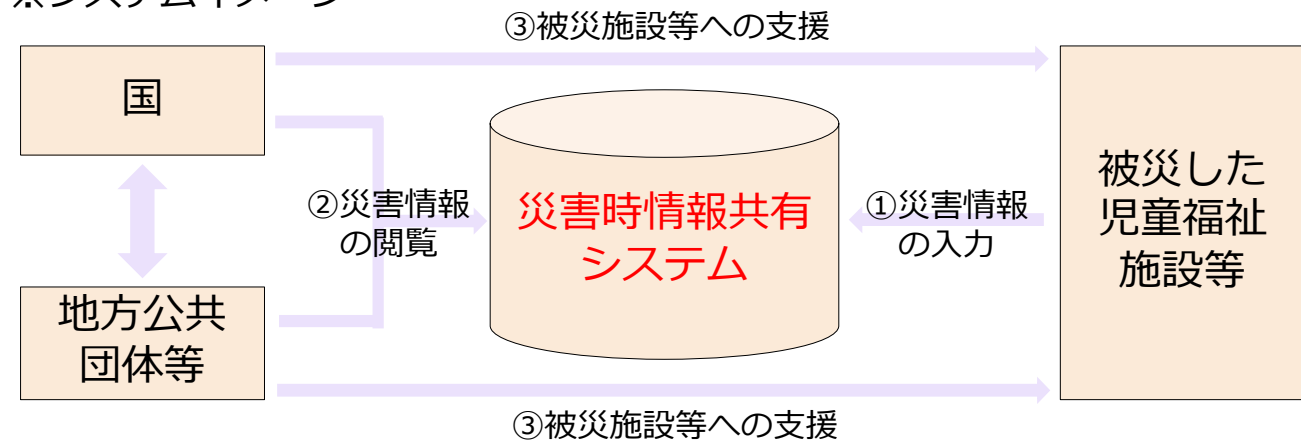
災害時情報共有システム

にて被災状況をご報告いただきます。

【災害時情報共有システムとは】

児童福祉施設等が被害にあった際、その状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的として、令和3年度より運用されているシステム。

※システムイメージ



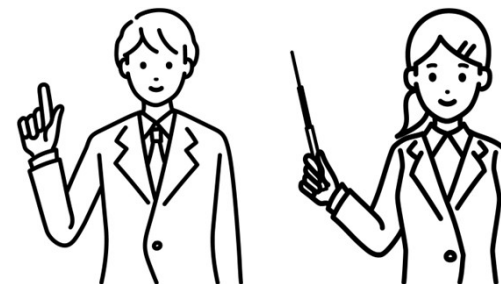
災害等対応について

【災害時情報共有システムに登録する情報】

- ・ 携帯電話番号
- ・ メールアドレス

※それぞれ2つまで登録可能。

※住所等の基本情報や、日常的に当課から連絡する際の施設メールアドレスは、こちらで登録します。



登録情報に変更が生じましたら、速やかに施設運営課宛ご連絡をお願いします。